

『牟岐の「場」創出事業「牟岐の店」企画』委託業務 公募型プロポーザル募集要領

令和6年1月25日
牟岐町企画政策課

『牟岐の「場」創出事業「牟岐の店」企画』委託業務の実施にあたり受託者を選定するため、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1 趣旨・目的

牟岐町や関西圏、都市部において、牟岐ふるさと会員・若者人材・都市部人材などが集まり、地域課題や実情の共有を通じて、交流を深めることのできる「場」を創出するため、全国各地の牟岐町ゆかりの方々が営む飲食店などを、牟岐ゆかりのお店（名称未定）として登録する仕組み等を整備する。

2 業務概要

(1) 業務名

『牟岐の「場」創出事業「牟岐の店」企画』委託業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり。

(3) 委託料上限額

800千円以内（消費税及び地方消費税相当額(税率10%)を含む。）

3 応募資格

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者
- (4) 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者が

いない団体

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

オ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

4 応募の手続き等

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加申込書の提出

参加申込書(様式第1号) 1部

提出期限 令和6年2月1日(木)午後5時まで(必着)

(2) 企画提案書等の提出

ア 企画提案書(様式第2号) 8部

イ 提案団体の概要(様式第3号) 8部

ウ 事業計画書(様式第4号) 8部

エ 見積書(様式第5号) 8部(原本1部+コピー7部)

オ 直近2期分の決算書又は税務申告書類1部

(設立1年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書)

※ ア～ウについては、電子データ(PDF)を令和6年2月5日(月)午後5時までに(4)の提出先にメールで送付すること。

(3) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

※ 郵送の場合は、「特定記録郵便」としてください。

※ 封筒の表に『牟岐の「場」創出事業「牟岐の店」企画書』と記載してください。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒775-0006 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4

牟岐町企画政策課

電話 0884-72-3420

メール mugikikaku@mugi.i-tokushima.jp

5 プロポーザル応募に際しての注意事項

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失効又は無効となり牟岐

町企画政策課からその旨を通知する。

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 応募資格の要件を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積金額が見積限度額以上であった場合
- オ 本募集要項に違反すると認められる場合
- カ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合
- キ その他不正な行為があったと牟岐町が認めた場合

6 質疑応答

(1) 質問の受付期間

令和6年1月25日（木）から2月2日（金） 午前9時から午後5時まで
（ただし、土・日は除く）

(2) 質疑書の提出

当該公募に係る質問は、質疑書（様式第6号）により行うものとし、「4 応募の手続き等(4)提出先及び問い合わせ先」まで、メールで提出すること。

(3) 提出先及び問い合わせ先」まで、メールで提出すること。

(4) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募の手続きに関する事項に限るものとする。

※ 当該者のみが有利となるような質問等（他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等）については回答できません。

(5) 質問に対する回答

原則として、メールにより回答する。

7 審査の方法等

(1) 企画案選定委員会

協議会が設置する企画案選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査基準に基づき総合的に審査及び評価を行う。なお、企画提案に関し、必要に応じてプレゼンテーションを実施する。

(2) 審査基準

項目配点（評価点合計100）

- ① 業務内容の理解度 30
- ② 企画案の実効性 30
- ③ 業務実施体制及び計画の実現性 30
- ④ 経費積算の妥当性 10

(3) 最優秀提案者の選定

選定委員会は各選定委員の審査及び評価に基づき、総合得点の最も高い者を最優秀提案者として選定するものとする。

(4) 結果の通知

審査結果は、提案者の全てに対し、文書により通知するとともに、結果をホームページにて公表する。

(5) 審査の結果、適切な事業者がない場合は、受託事業者なしとした上で再募集を行う。

8 日程

令和6年1月25日（木） 募集開始

令和6年2月 2 日（金） 質疑書の提出締切り

令和6年2月 5 日（月） 参加申込書の提出締切り

令和6年2月 5 日（月） 企画提案書等の提出締切り

令和6年2月上旬 企画提案選定委員会（予定）

9 応募辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、4の(2)に示す提出期限までに、応募辞退届（様式第7号）を提出すること。なお、辞退の届出は郵便若しくは宅配便により提出すること。

10 契約の締結

(1) 選定委員会が選定する最優秀提案者を、契約候補者として当該業務に係る随意契約の相手とする。

(2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、牟岐町企画政策課と契約候補者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。

(3) 協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約候補者と協議して定める。

11 留意事項

(1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(2) 提出された企画提案書、その他書類は、原則返却しない。